

せないインフラを見つめ直すときが来る。」との記事が掲載されたが、千葉県の上水道事業や工業用水道事業に係る施設についても老朽化への対応、耐震化は喫緊の課題として認識されているところである。

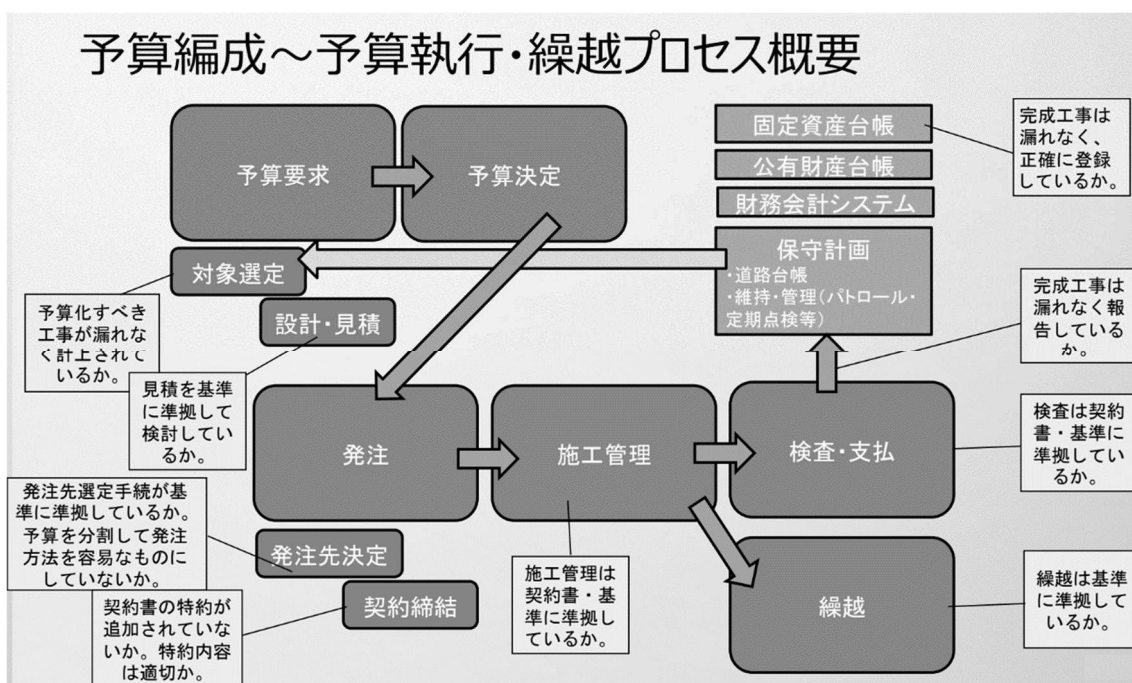
以上のような状況を勘案し、社会資本の整備促進については、県有財産の現状を的確に把握し、適切な優先順位決定、工事の発注、監督を適切に進めていくことが求められる。また、複数の所属部局間での連携が必要であり、財政負担も大きいものであることから、その事務手続が規定に従って適切に実施されているかは重要な観点である。

このような観点から、千葉県のインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道が適時、計画的に新設、メンテナンスができているか、効率的な運用状況にあるのか、各種リスクに適切に対応できる体制が構築できているか、を監査することが求められていると判断した。

(4) 監査の視点

千葉県のインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道が適時、計画的に新設、メンテナンスができているか、効率的な運用状況にあるのか、各種リスクに適切に対応できる体制が構築できているか、を意識しつつ、各種規則、基準、マニュアルなどにしたがった事務処理が実施されているかを検証した。

事務処理プロセスと監査の視点を図示すると次のようになる。



(5) 主な監査手続の概要

当初年度予算書、一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書（標準仕様書、共通仕様書、上・標準仕様書、工・一般仕様書、特記仕様書）、工事完成（又は出来形）報告書、精算書、工事検査調書、工事検査実施通知書、振替回議書、固定資産台帳及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の法規性と効果的、効率的な実施状況になっているかを検証した。

(6) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見は、「第3 包括外部監査の結果 III 各論としての監査結果」の関連する事実の後に、「指摘」又は「意見」として記載している。

指摘事項とは、主に法規性に関する事項（法令、条例、規則、規定又は要綱等に抵触する事項）、又は経済性、効率性及び有効性に関する事項のうち著しく重要性が高いと判断する事項であり、県において措置が必要であると認められるものである。

また、意見とは、指摘事項には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から事務の執行の合理化のために改善を要望する事項であり、県がこの意見を受けて何らかの対応を図ることを強く期待するものである。

県は指摘及び意見について、監査結果を参考に、措置を講じその状況を公表している。

(7) 監査対象

令和4年度の県の組織は以下のとおりである。

知事部局

知事部局(本庁：8部、92課 出先機関：131機関)

総務部(12課 出先機関26機関)

総務部デジタル改革推進局(3課)

総合企画部(9課 出先機関2機関)

防災危機管理部(4課 出先機関1機関)

健康福祉部(13課 出先機関33機関)

環境生活部(9課 出先機関2機関)

環境生活部スポーツ・文化局(3課 出先機関4機関)

商工労働部(8課 出先機関8機関)

農林水産部(10課 出先機関20機関)

農林水産部水産局(3課 出先機関7機関)

県土整備部(12 課 出先機関 22 機関)
県土整備部都市整備局(6 課 出先機関 6 機関)
出納局

公営企業

企業局(本庁:4 部、12 課 出先機関 17 機関)
 管理部(4 課 出先機関 5 機関)
 水道部(3 課 出先機関 9 機関)
 工業用水部(2 課 出先機関 3 機関)
 土地管理部(3 課)
病院局(1 課 出先機関 6 機関)

県議会

行政委員会

教育委員会
 公安委員会
 選挙管理委員会
 監査委員
 人事委員会
 労働委員会
 海区漁業調整委員会
 内水面漁場管理委員会
 収用委員会

出典：令和4年4月1日付県の組織体制概要に基づき監査人作成

上記組織のうち、社会基盤たる道路、橋梁、トンネル、上水道(管路、浄水場)、工業用水道を管轄する所属課及び固定資産台帳を管轄する所属課を以下のとおり監査対象所属として選定した。

- ・総務部資産経営課
- ・県土整備部県土整備政策課
- ・ " 用地課
- ・ " 道路計画課
- ・ " 道路整備課
- ・ " 道路環境課
- ・企業局管理部総務企画課
- ・ " 財務課
- ・ " 経理課
- ・企業局水道部(全課)

- ・企業局工業用水部（全課）

※上記を主管課とする出先機関を含む。

選定した監査対象所属の分掌事務は、千葉県組織規程によれば、次のように規定されている。

ア 知事部局 県土整備部・総務部資産経営課

知事部局の県土整備部が、県のインフラである道路、橋梁、トンネルの管理を管轄している。

直下に県土整備政策課（15 土木事務所、7 出張所）、技術管理課、道路整備課（北千葉道路建設事務所）など 12 課と都市整備局があり、都市整備局下に都市計画課、市街地整備課など 6 課ある。

工事の発注、契約、進捗管理、完成検査などの業務は、主に、県土整備政策課下の 15 土木事務所、7 出張所及び道路整備課下の北千葉道路建設事務所が担っている。

千葉県組織規程に規定されている県土整備部各課の分掌事務は以下のとおりである。

（県土整備部各課の分掌事務）

第十五条 県土整備部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

県土整備政策課

- 一 部内各課の連絡調整に関する事。
- 二 部内の所掌に係る事業の進行管理に関する事。
- 三 県土整備政策の立案、調整及び評価に関する事。
- 四 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（耕地課、森林課、漁港課、道路環境課、河川環境課、港湾課、公園緑地課及び下水道課において所掌するものを除く。）、激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）等の施行に関する事。
- 五 土木事務所に関する事。
- 六 県土整備公共事業評価審議会に関する事。
- 七 千葉県まちづくり公社に関する事。
- 八 その他部内他課の所掌に属しない事項に関する事。

技術管理課

- 一 建設技術に関する調査及び指導に関する事。
- 二 工事及び委託設計業務等の検査及び指導に関する事。
- 三 土木工事に係る設計積算及び積算基準に関する事。
- 四 建設工事仕様書の調整及び建設工事の技術基準等の調整に関する事。

と。

- 五 工事の安全対策に関すること。
- 六 建設副産物対策に関すること。
- 七 建設工事に係る新技術の活用及び普及に関すること。
- 八 部内の低入札価格調査に関すること。
- 九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（循環型社会推進課及び廃棄物指導課において所掌するものを除く。）、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）等の施行に関すること。
- 十 公共工事総合評価審議会に関すること。
- 十一 千葉県建設技術センターに関すること。
- 十二 その他他課の所掌に属しない建設技術に関すること。

建設・不動産業課

- 一 建設工事に係る契約事務の総合調整に関すること。
- 二 建設統計に関すること。
- 三 建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）に基づく建設機械の打刻及び検認に関すること。
- 四 千葉県建設工事等指名業者選定審査会に関すること。
- 五 建設業法（昭和二十四年法律第百号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百一十一号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（不動産特定共同事業者及び宅地建物取引業者に関するものに限る。）、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。建設業者及び宅地建物取引業者に関するものに限る。）等の施行に関すること。
- 六 建設業審議会、建設工事紛争審査会、入札監視委員会及び政府調達苦情審議会に関すること。

用地課

- 一 部内の用地及び補償に関する指導及び総合調整に関すること。
- 二 部内の登記事務の指導に関すること。
- 三 国土交通省所管の公共用財産（港湾課において所掌するものを除く。）及び土木工事によつて生じた廃道敷、廃川敷等で県有地となつたものの管理及び処分に関すること。
- 四 公共事業に係る移転資金の利子補給に関すること。
- 五 千葉県施行の公共事業に伴う損失補償基準（昭和四十一年千葉県訓令第二号）の施行に関すること。
- 六 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）、国土調査法（昭和二十六年

法律第百八十号)、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。特定住宅用地の認定に係るものに限る。)、公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)、地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)、公有地の拡大の推進に関する法律(市町村課において所掌するものを除く。)、国土利用計画法(政策企画課において所掌するものを除く。)、土地基本法(土地取引等の規制に関することに限る。)、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)等の施行に関すること。

七 土地等の収用、買収及び補償に関すること。

八 千葉県土地利用審査会、千葉県事業認定審議会及び千葉県地価調査委員会に関すること。

九 千葉県土地開発公社の業務の監督等に関すること。

道路計画課

一 道路整備の企画及び計画に関すること。

二 道路事業の総合調整に関すること。

三 有料道路に関すること。

四 首都圏中央連絡自動車道、北千葉道路、東関東自動車道館山線、新たな湾岸道路、千葉北西連絡道路等の建設促進に係る総合調整に関すること。

五 東京湾アクアラインに関すること。

六 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号。道路環境課において所掌するものを除く。)、道路法(昭和二十七年法律第百八十号。道路整備課及び道路環境課において所掌するものを除く。)、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号。道路整備課において所掌するものを除く。)、国土開発幹線自動車道建設法(昭和三十二年法律第六十八号)、高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号。道路整備課及び道路環境課において所掌するものを除く。)、踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号。道路整備課及び道路環境課において所掌するものを除く。)、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和三十九年法律第四十五号。国土交通省直轄事業及び東日本高速道路株式会社事業、首都高速道路株式会社事業その他有料道路事業に係るものに限る。)、都市計画法(昭和四十三年法律第百号。都市計画道路(都市計画決定に関するものを除く。))に係るもの(道路整備課において所掌

するものを除く。)に限る。)、地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号)等の施行に関すること。

七 千葉県道路公社の業務の監督等に関すること。

道路整備課

一 道路事業(有料道路に係るものを含む。)の調査、調整に関すること。

二 道路の新設及び改築に関すること。

三 都市計画道路事業に関すること。

四 連続立体交差の計画及び事業に関すること。

五 市町村道に関すること。

六 道路法(道路の新設及び改築等に関するものに限る。)、道路整備特別措置法(道路の新設及び改築等に関するものに限る。)、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(道路の新設及び改築等に関するものに限る。)、踏切道改良促進法(道路の新設及び改築等に関するものに限る。)、都市計画法(都市計画道路事業(都市計画決定に関するものを除く。))及び都市高速鉄道の連続立体交差事業(都市計画決定に関するものを除く。)に係るものに限る。)、山村振興法(市町村道に関するものに限る。)、半島振興法(市町村道に関するものに限る。)、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(市町村道に関するものに限る。)等の施行に関すること。

七 北千葉道路建設事務所に関すること。

道路環境課

一 道路の維持及び管理に関すること。

二 道路の舗装、新設及び改良に関すること(道路整備課において所掌するものを除く。)

三 道路の愛護奨励に関すること。

四 道路運送法(道路の維持及び管理等に関するものに限る。)、道路法(道路の維持及び管理等に関するものに限る。)、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(道路の維持及び管理等に関するものに限る。)、踏切道改良促進法(道路の維持及び管理等に関するものに限る。)、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(道路計画課において所掌するものを除く。)、自転車道の整備等に関する法律(昭和四十五年法律第十六号)、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(道路に関するものに限る。)、災害対策基本法(災害時における車両の移動等に関するものに限る。)、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)等の施行に関すること。

河川整備課（略）

河川環境課（略）

港湾課（略）

営繕課

- 一 公共建築物の営繕計画に関する事。
- 二 新規公共建築物の設計、調査及び監督の受託に関する事。
- 三 建築工事に係る積算基準に関する事。

施設改修課

- 一 公共建築物の保全計画に関する事。
- 二 既存公共建築物の改修の設計、調査及び監督の受託に関する事。
- 三 既存公共建築物の耐震診断及び耐震改修に関する事。

都市計画課（略）

市街地整備課（略）

公園緑地課（略）

下水道課（略）

建築指導課（略）

住宅課（略）

千葉県組織規程に規定されている土木事務所の内部組織及び分掌事務は以下のとおりである。

（業務）

第五十一条の十四 土木事務所は、道路、河川、港湾（港湾事務所の所管区域に係るものを除く。）、海岸（漁港の区域及び港湾事務所の所管区域に係るものを除く。）、都市計画、建築等に関する事務の一部をつかさどる。

（名称、位置及び所管区域）

第五十一条の十五 条例第二十三条の十一に定める土木事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
千葉土木事務所	千葉市	千葉市、習志野市及び八千代市
葛南土木事務所	船橋市	市川市、船橋市及び浦安市
東葛飾土木事務所	松戸市	松戸市、野田市、流山市及び鎌ヶ谷市
柏土木事務所	柏市	柏市及び我孫子市
印旛土木事務所	佐倉市	佐倉市、四街道市、八街市、印西市及び白井市並びに印旛郡

成田土木事務所	成田市	成田市及び富里市並びに香取郡多古町及び山武郡芝山町
香取土木事務所	香取市	香取市及び香取郡（多古町を除く。）
銚子土木事務所	銚子市	銚子市
海匝土木事務所	匝瑳市	旭市及び匝瑳市
山武土木事務所	東金市	東金市、山武市及び大網白里市並びに山武郡（芝山町を除く。）
長生土木事務所	茂原市	茂原市及び長生郡
夷隅土木事務所	いすみ市	勝浦市及びいすみ市並びに夷隅郡
安房土木事務所	館山市	館山市、鴨川市及び南房総市並びに安房郡
君津土木事務所	木更津市	木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市
市原土木事務所	市原市	市原市

2 前項の規定にかかわらず、建築に関する事務のうち、松戸市、野田市、流山市及び鎌ヶ谷市の区域に関する事務については柏土木事務所が所管し、銚子市の区域に関する事務については海匝土木事務所が所管する。

3 前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事務のうち、松戸市、野田市、流山市及び鎌ヶ谷市の区域に関する事務については、柏土木事務所が所管する。

一 市町村の国費及び県費補助を伴う都市計画事業に関する事務（街路事業に係るものを除く。）

二 国定公園、県立自然公園、県立都市公園、首都圏近郊緑地保全区域及び特別緑地保全地区の工事及び管理並びに風致地区の管理に関する事務

三 宅地に関する事務

四 鉄道高架事業に関する事務

4 前各項の規定にかかわらず、真間川水系河川の河川改修事業及び災害復旧事業に関する事務のうち、松戸市及び鎌ヶ谷市の区域に関する事務については、葛南土木事務所が所管する。

5 前各項の規定にかかわらず、建設業の許可及び承継の認可並びに建設業者の指導監督に関する事務のうち、柏市及び我孫子市の区域に関する事務については、東葛飾土木事務所が所管する。

6 第一項及び第二項の規定にかかわらず、宅地に関する事務のうち、銚子市の区域に関する事務については、海匝土木事務所が所管する。
(内部組織及び分掌事務)

第五十一条の十六 次の表の上欄に掲げる土木事務所に当該下欄に掲げる課を置く。

千葉土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、建設課、維持課
葛南土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、道路建設課、河川改良課、維持課
東葛飾土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、建設課、維持課
柏土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、建設課、維持課、建築宅地課
印旛土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、道路建設課、河川改良課、維持課、建築課、宅地指導課
成田土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、建設課、維持課、建築宅地課
香取土木事務所	総務課、管理用地課、調整課、建設課、維持課、建築宅地課
銚子土木事務所	総務課、管理用地課、調整課、建設課、維持課
海匝土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、建設課、維持課、建築宅地課
山武土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、道路建設課、河川改良課、維持課、建築宅地課
長生土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、道路建設課、河川改良課、維持課、建築宅地課
夷隅土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、建設課、維持課、建築宅地課
安房土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、建設課、維持課、建築宅地課
君津土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、建設課、維持課、建築宅地課
市原土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、建設課、維持課

2 前項に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。